

一宮市告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項後段の規定に基づき別表のとおり告示する。

令和6年5月2日

一宮市長 中野正康

告示 別紙

団体名	新代表者の住所	新代表者名
西名栗町内会	一宮市今伊勢町本神戸字立切東38番地7	新宅 恭弘
北方みどり町内会	一宮市北方町北方字沼35番地3	笹川 達三
八幡町内会	一宮市木曾川町門間字南屋敷3583番地	高間 久典
萩原二子町内会	一宮市萩原町萩原2695番地	松本 政明
瀬部上之郷町内会	一宮市瀬部字上之郷44番地	石井 和也
花岡町1・2丁目町内会	一宮市泉1丁目3番10号	岩田 富男